

就労継続支援 B 型事業所利用者生活安定給付金

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工賃が減少している B 型事業所利用者の工賃を確保し生活の安定を図るため、事業所を通じて、利用者に支援金を支給します。

2 交付対象者

県内（政令市を含む）に所在する就労継続支援 B 型事業所を運営する法人

3 申請要件

申請要件は、以下の全ての要件を満たす方です。

- ・ 現にサービスを提供する事業所として、静岡県、静岡市又は浜松市の指定を受けていること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、支援金基準額と比較して工賃が減少した利用者があること。
- ・ 申請した事業所は、給付対象月の工賃支払額に工賃変動積立金の取崩し及び自立支援給付費の充当ができないこと又は充当してもなお支援金基準額を支給できないこと。
- ・ 給付金の交付決定を受けたときは、交付額の全額を支援金として利用者に支払うこと。

4 給付金の算出方法等

(1) 支援金基準額

前年同月の当該利用者工賃又は 16,285 円のいずれか低い額（前年同月の工賃支払がない場合は、令和元年度平均工賃月額又は 16,285 円のいずれか低い額）

(2) 給付金の額

支援金基準額と給付対象月の工賃支払額との差額の、全利用者の合計額

（例）4 月分の工賃を 4 月中に払う場合・・・本申請では 4 月分工賃支払額とする。

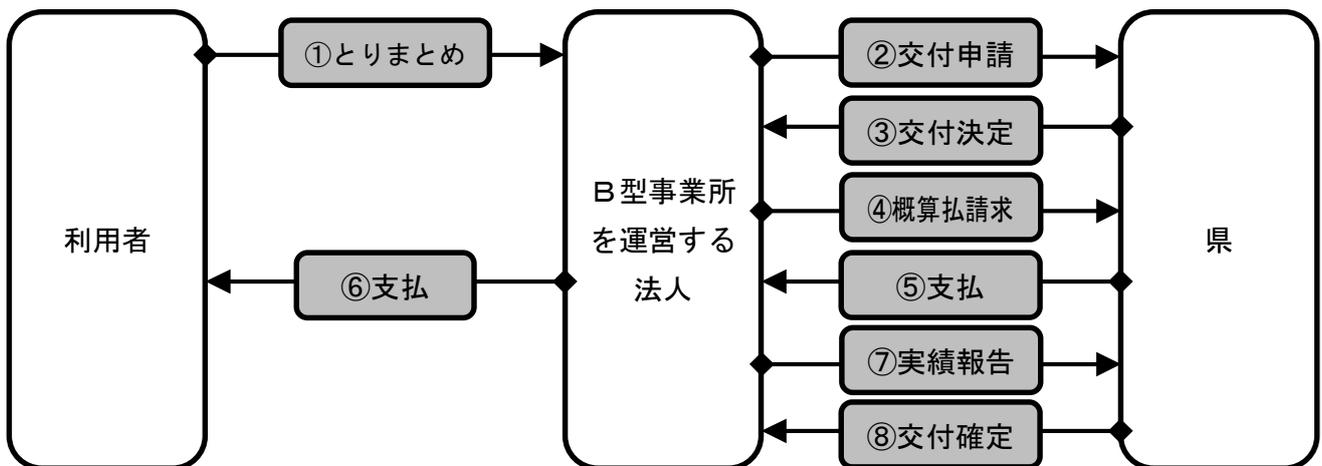
4 月分の工賃を 5 月中に払う場合・・・本申請では 5 月分工賃支払額とする。

※詳しくは対象者比較表（別紙 1）を御覧ください。

(3) 給付対象月

令和 2 年 4 月から令和 2 年 6 月まで

5 申請の流れ



6 書類の提出

提出書類について（別紙 2）に記載した書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

7 受付期間及び受付方法

(1) 交付申請

○受付期間

令和2年7月31日（金曜日）から令和2年8月31日（月曜日）まで

○受付方法

申請方法	提出先
郵送	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者政策課就労支援班
持参	静岡県庁西館2階障害者支援局

(2) 実績報告

○提出期限

全ての支援金支給対象者に支払完了してから30日以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日

○受付方法

申請方法	提出先
郵送	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者政策課就労支援班
持参	静岡県庁西館2階障害者支援局

8 その他

- ・ 交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、静岡県は、交付決定を取り消します。この場合、申請者は、給付金を返金するとともに、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第18条に基づく加算金を支払うこととなります。
- ・ 支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、静岡県は、対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。
- ・ 支援金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあり、支給まで時間を要する場合があります。御了承ください。

9 問い合わせ先

静岡県健康福祉部障害者政策課就労支援班

電話番号：054-221-3619

FAX番号：054-221-3267

メール：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp